

子どもの豊かな学びを保障するための教職員定数の改善を求める意見書

学校現場では、アクティブラーニングやG I G Aスクール構想の実施による授業改善や個に応じたきめ細やかな指導等、子どもたちの豊かな学びを保障するため日々教育活動に取り組んでいます。一方で、現在の学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、教科指導はもとより、いじめや不登校・ヤングケアラー・個別に配慮が必要な子どもへの対応など、取り組むべき課題は山積しています。

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員研修の実施による教職員の資質向上を図ること、そして、日々の教材研究及び授業準備のための十分な時間の確保等が必要です。

文部科学省が2022年に実施した教員勤務実態調査によると、前回調査と比較し減少傾向にあるものの、1週間当たりの教諭の総在校等時間は、小学校は50～55時間未満、中学校は50～55時間未満、55～60時間未満の占める割合が高いという結果です。これは、月換算すると公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインで示されている、上限の目安時間とされる月45時間を超えると想定されます。また、同調査では、勤務時間が長くなるほどメンタルヘルスの状態は不良という結果が出ています。時間外勤務の是正は、教職員が健康な状態で一人一人の子どもに向き合う教育のためにも極めて重要なことですが、現状の教職員定数による配置では、課題への対応や時間の確保、一人一人に応じた対応が困難な状況にあります。

こうした状況を変革するためには、教職員定数の改善が急務です。現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律は、教職員定数の根拠が曖昧であり、教員1人当たりの持ち授業時数や出張日数等を加味したものとなっておりません。山積した課題への対応、教科指導や体験活動、自治的諸活動の充実など、子どもの豊かな学びや子どもと教職員が接する時間の確保など、教育改革の視点が重要であると考えます。

よって、政府におかれでは、子どもの豊かな学びの実現に向け、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正による定数改善を進めるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月15日

沼津市議会